



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

No.206

2015
Sep.

9

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

2015年9月10日に茨城県常総市で鬼怒川の堤防が決壊しました。昼間だったため、この災害と救援の様子は各局のテレビ中継で見ることができました。災害の直後から日本自閉症協会の役員メーリングリストでは当該地区の会員さんの安否確認が行われていました。避難指示があった区域の会員さんは全員無事であることが茨城県自閉症協会 高山さんから報告され、ほっとしました。ただ、その中に・自閉症の娘が卒業した〇〇特別支援学校に連絡し、避難を希望したが「行政から避難所として指定されていないので受け入れられない」と断られた。ということと・防災無線で聞いた避難所(△△小学校)に避難したが、自閉症の娘がうろろろしてしまうし、避難所にはテレビもなく、情報がないので不安になり、友人の好意で泊めてもらった。との様子が語られていました。災害時における障害者等の要援護者のための「福祉避難所」については平成20年に厚労省が「ガイド

ライン」が作られています。その背景は、1995年1月17日に起こった阪神淡路震災の時に自然発生的に「福祉避難所」のようなものが生まれました。これを2004年10月23日発生した新潟県中越地震の時に避難所では寝泊まりできないと判断した自閉症の子どもを持つ母親が自動車内に宿泊し「エコノミークラス症候群」(静脈血栓塞栓症)で亡くなっ

福祉避難所の充実を求めて

たことなどもあり、福祉避難所を制度化しようということでガイドラインができました。しかし、奈良県はどうかはわかりませんが当時多くの自治体ではまじめに取り組まなかったため、2011年3月11日発生した東北地方太平洋沖地震のときも災害発生時には対応できませんでした。このガイドラインの概要は、都道府県や市町村は、福祉施設や養護学校等と、災害時には「福祉避難所」とするよう、予め協定を結びます。

そして、県や市の予算で、毛布や食料をある程度備蓄します。また、「指定避難所」(小中学校など)でも、要援護者に、別室を用意するなど特別な配慮をします。しかし、東北大地震の時には、事前に「福祉避難所」として協定していた所が少なく、また、身体障害に重点をおいていたために自閉症・知的障害の人は使えませんでした。「指定避難所」でも、自閉症の人は、居ることができませんでした。そこで、緊急に、実際に障害者やその家族が逃げ込んだ施設や建物が「福祉避難所」に指定されました。このように、改めてその必要性が問われ2013年、内閣府の指針が出されました。しかしなお今回の様子を見ると、全ての都道府県および市町村で、きちんと取り組まれていることが証明されました。残念ですが、我々自閉症協会の重要な活動課題として再度取り組まないといけないと思います。(河村)

オキシトシンで自閉症の症状改善 東大チーム

他人との円滑な意思疎通が苦手な自閉スペクトラム症の成人の男性患者にオキシトシンというホルモンを投与し続けると症状が改善したとの臨床研究の結果を、東京大のチー

ムが英科学誌ブレイン電子版に発表した。

重度の知的障害を伴う自閉症から、伴わないアスペルガー症候群まで幅広い症状を含む自閉スペクトラム症の有効な治療法になる可能性がある。

オキシトシンは視床下部などから分泌されるホルモンで、安心感や信

頼感を育む作用があるとされている。

チームは20~40代の男性患者20人に対し、1日2回で6週間、オキシトシンをスプレーで鼻に噴霧。対人反応を検証し、磁気共鳴画像装置(MRI)で脳活動も観察した。その結果、オキシトシンを投与した後は一緒にいる人と会話した

り、はにかんだりするなど反応が改善した。さらに、脳内の他人との交流に関わる部分が活発化した。

チームの山末英典准教授(精神神経科)は「女性や子供に対する安全性や有効性も確かめ、今までなかった自閉症の治療薬として実用化させたい」と話している。

2015/9/4 11:42 日経新聞 [共同]

より



各団体へのお願い

大規模災害時の福祉関連番組について (案)

日本放送協会 制作局

文化・福祉番組部

1) 東日本大震災での経験と課題

2011年3月11日(金) 発災。NHK 福祉番組班では、障害者の人たちの状況を伝える必要があると判断し、13日(日)夜の視覚障害者向けラジオ番組から、当事者向けの情報を生放送で伝え始めた。テレビには、字幕、手話、解説放送をつけた。

放送枠は、通常の福祉番組の番地の枠。(Eテレ8時~「福祉ネットワーク」「きらっと生きる」、聴覚障害者向け番組「ろうを生きる難聴を生きる」-当時は月2回放送~、R2日夜7時半~視覚障害者向け番組「聞いて聞かせて」資料1参照)

当初はそれぞれの担当者が障害者

団体や被災地の障害関連施設、当事者に電話取材。知りえた状況をキャスターが伝え、電話をつなぎ、支援情報等をパターン等で紹介した。

3月16日(水)から、デジカメでロケしたものをt遠、蓄音機内で映龍リポートする。

こうした取材の積み重ねの上で、ニュースなどでは伝えきれない情報をとらえ、また障害者の死亡率が2倍という、福祉班独自の重要な調査結果につながった。

ただし、情報取材は、個人的なつながりや電話がつながりやすいところから始めたところもあり手当たり次第であったという見方も否めない。内容についても、どのくらい役に立ったのか、どういう情報を伝えるべきだったのか、についてはまだ議論が不足している。

2) 公共放送としての現時点での方針と可能性

大規模災害時の各放送波の基本的な役割として、Eテレは「被災者向け生活情報、災害弱者向け」と位置付けている。さらに、「公共的プラットフォーム」としての福祉番組の意義を鮮明にしておく必要がある。障害者団体は災害後それぞれ安否確認を始めるが、各団体もリソースが足りずに十分に動けないことも多い。福祉関連番組が情報共有の場となる可能性は大きい。積極的に当事者、当事者団体から情報提供を求め、テレビ、ラジオ、ネットといった場で情報を整理し発信してゆく役割が求められる。

3) 各団体への聞き取り

- ・誰に向けたどういう放送であるのか、ねらいをはっきりさせる。
- ・命を救うための情報は?(たった一人の命でも救うための情報である

なら伝える)

- ・各団体とどういうルートで情報のやりとりをするか(方法、キーパーソン)
- ・情報の正確さをどのように確認するか
- ・事前の周知方法(各団体だけではなく、個人に届くようにするには?)
- ・そのほか、災害時にNHKに期待すること

言葉にならない

9月13日に参加したフォーラムメインは東田直樹さんとお母様のお話し

「風になる」は最新エッセイ。先行販売でした。直樹さんのお話しはパワーポイントを流しながら。

私がテレビで拝見していたのは文字盤を使った直樹さんのコミュニケーション。

聞き取れ、理解できるものでした。しかし今回のパワーポイントを見ながら言葉にならない声で叫ぶような様子は、失礼ながら「ここまで重度とは」と私だけでなく会場が息を呑んだ気がしました。

要約筆記の方と手話通訳の方も手を止められました。

自閉症の事を理解されている方はご存知の通り、重度の自閉症の方の内面にどれだけ

言葉を持っていても、それをうまく表現する事が難しい。

反対に一見会話しているかのように言葉を話していても、それが本当に伝えたい事とは

マッチしていない事が多々あります。

だから表面的な様子だけで彼らの内面を推し量る事は難しい。
特に親は、言葉を話してくれると嬉しいのでそれで十分に理解していると思いたいし
反対に普段落ち着かず飛び跳ねたりパニックを起こしてばかりの言葉を話さない子供は
理解できていないと思ってしまう。
だから親といえども子どもを「観察」することが非常に重要。
直樹さんのお母さまは幼きころから諦めずパソコンのキーボードを紙に書いた文字盤を
使えるようにし、内面を表現できるまでにサポートしました。
今こうやって本を書くことは直樹さんの内面を表現するためにはなくてはならないもの。
お話しの中にもお母さまへの感謝の言葉が述べられていました。
そして講演活動は言葉のない自閉症

の人の感情について、内面言語について、感覚について、想像力について、自閉症の事をよく知らない人のみならず、自閉症の人の周囲にいる人たちにも知ってもらうための啓発。
自らを見てもらって感じてもらう。これをライフワーク?にされているのかもしれませんが。
素晴らしいと思います。胸を打つものがありました。
ただ汗をいっぱいかきながら声を絞り出し、ハンカチを噛み、自分をコントロールしようと頑張る直樹さん。同じ重い自閉症の子を持つ親として、おばちゃんはちょっと心配に。自閉症の人がしんどくてもやってみよう「やらなくては」という状態になってないかな・・・
頑張りすぎていないかな・・・もっと楽に生きてもいいんじゃないかな・・・

なんて。
それはきっとお母さまが一番よくわかってらっしゃるし気をつけてらっしゃいますね。
自閉症の人の内面について、深く考えさせられた一日でした。 高橋由美
(奈良県自閉症協会会員 高橋由美さんのブログから、ご本人の了承を得て掲載させていただきました。)



平成27年9月16日

自由民主党政務調査会

厚生労働部会障害福祉委員長 高鳥 修一 様

障害児者問題調査会長 衛藤 晟一 様

一般社団法人日本自閉症協会 会長 山崎晃資

総合支援法3年後の見直しについての要望

I. 常時介護を要する障害者等に対する支援について

- 自閉症・発達障害等の知的障害・精神障害の人については、「介護」ではなくて「支援」とすべきである。
- 自閉症と知的障害を併せもち、行動障害のある人や、知的障害がないか軽くても触法などの社会生活上の困難を持つ人も、常時支援が必要である。
- 行動障害のある自閉症の人には、手厚い職員体制と高い専門性を必要としているため、生活を支える施設入所支援、グループホーム、短期入所について、特別な支援体制を設ける必要がある。
- 地域内の様々な支援現場に発達障害の人の支援をアドバイスできる人材の育成・派遣の仕組みが必要である。
- グループホームにおける個別のヘルパー利用の特例を恒常的な制度にすることが特に重要である。
- 入院中の付きそい支援について、ヘルパーを利用できる仕組みが必要である。
- 重度訪問介護は、個別の関係性、包括性と継続性の長所があり、充実すべきである。行動関連項目10点以上という利用制限を上げ、常時支援を要する全ての障害者が利用できる制度にする必要がある。

II. 障害者等の移動の支援について

- 知的障害者移動支援は、地域生活支援事業であるため地域格差が大きい。通勤・通学や集団利用などの柔軟な運用は地域生活支援に残しつつも、個別的な移動支援については個別給付にすべきである。
- 公共交通機関の少ない地域においては、ヘルパーが自動車の運転を兼ねる仕組みが必要である。

III. 障害者の就労支援について

- 発達障害の人の就労支援については、障害の特性に配慮して進めることが重要である。
- 発達障害の人等が、短時間労働や低賃金であっても、就労していることを理由として障害基礎年金の支給を停止される例が多発している。生活するに足る所得保障として、障害基礎年金の支給が必要である。
- 障害厚生年金は3級までであるのに障害基礎年金は2級までしかない。実際には障害基礎年金2級の支給範囲を拡げて支給する事が多かったが、これを制度として認めるか、障害基礎年金3級の制度を設ける必要がある。**
- 企業において、障害者を理解して支援してきた職員が異動すると、その障害者が継続勤務できない場合が多い。職場定着支援の体制を整えることが重要である。

IV. 障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方について

- 障害支援区分は、従来の2次判定結果を新しい1次判定基準に反映する仕組みである。発達障害の人については従来の区分が低すぎたので、1次判定結果がなお低く、2次判定での引き上げを抑止すべきではない。
- 調査項目については、感覚過敏や強いこだわり等による生活の困難等を加えるなど、なお修正が必要である。
- 認定調査員の障害理解を高める必要がある。

V. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進のあり方について

- 意思決定支援とは、他人が代行決定することでも、本人が自らに不利益な意思を持つ場合に「本人が決めたことだから」と放置することでもない。
- 意思決定支援には次の要素があり、日常生活や法的行為における支援方法を検討する必要がある。
 - ①意思疎通（情報提供・意思表示）支援…わかりやすく情報提供し、本人の意思をくみ取ること。
 - ②意思形成支援（エンパワメント）…本人自身が納得して、本人にとってより良い意思決定をできるように支援すること。特に、本人が自身にとって極めて不利益となる意思を示す場合に、隠れている本人の本当の思

いを基に、自ら納得して新たな意思を形成できるように支援すること。

③意思実現支援…本人の意思・選好に基づき、それを補充・拡張して実現するよう支援すること。

○障害福祉サービスの利用においては、日常生活から就労・社会参加まで、本人に合った多様な選択肢を準備し、イラストや写真、ビデオ、実体験等、本人の理解の仕方、理解力に応じて情報提供することが重要である。

○サービス等利用計画、個別支援計画等の作成に際しては、原則本人も参加して、本人の信頼する支援職員や、家族・後見人等を含むチームで話し合い、可能な限り本人が選択・決定し、本人なりの署名をする必要がある。

○成年後見制度利用促進法案が検討されているが、成年後見制度運用について、次の改善が必要である。

①成年後見利用者の85%が後見類型に審判されているため、補助・保佐類型の利用を促進する。

②複数後見、団体後見を進め、後見等監督人による後見人等への支援を強化する。

③成年後見制度利用の公費負担・補助を拡大する。

④民法858条には本人意思の尊重義務が規定されており、後見人等への意思決定支援の研修を徹底する。

⑤相談支援事業との連携等、総合的な権利擁護の体制を強化する。

⑥家庭裁判所の成年後見人員体制を整備強化し、200以上にわたる欠格条項を廃止する。

○成年後見制度は一律に代理権や取消権を設定しているため、障害者権利条約12条に抵触しており、制度の根本的な改正が必要である。成年後見制度利用促進法に、その旨の付則か付帯決議を加える必要がある。

VI. 意思疎通支援について

○行政の全ての部門において、自閉症・発達障害の人の意思疎通支援について、理解を促進する必要がある。

○自閉症・発達障害の人が被害者・加害者となった場合の意思疎通支援の仕組みを整える必要がある。

○自閉症・発達障害の人の意思疎通支援機器の開発と、普及への財政的支援が必要である。

○特に意思疎通が困難な自閉症の人の意思疎通支援について、研究と普及の必要がある。

VII. 精神障害者に対する支援のあり方について

○精神障害者保健福祉の全般において、発達障害に配慮した施策が必要である。

VIII. 高齢の障害者に対する支援のあり方について

○高齢期の支援は、その人の成人期の環境をなるべく維持継続することを原則とすべきである。

○65歳以上の障害者の介護保険優先原則については、機械的に介護保険に切り替えず本人の意思や状況に配慮すること、介護保健サービスと障害福祉サービスの併用が可能であることを、さらに明確にすべきである。

○グループホーム、生活介護、施設入所支援等においては、高齢に対応するため、設備のバリアフリー化、活動内容の見直し、医療的介護の実施などが、またグループホームではヘルパーの活用等が必要である。

○介護保険サービスに移行した時の利用者負担については、低所得者への配慮をすべきである。

○ひきこもっていた発達障害の人の高齢化に対応できる通所型・宿泊型の生活訓練事業等整備する必要がある。

IX. 障害児支援について

○学校教育期における発達障害の児童への支援について、福祉と教育が連携する仕組みを作る必要がある。

○放課後サービスについて、支援の質を確保するための早急な対策が必要である。

X. その他の障害福祉サービスの在り方について

○発達障害の人が障害福祉サービスを利用できるよう、職員研修等早急な対応が必要である。

○障害福祉サービスの税財源を確保すべきである。

○就労継続支援事業B型は、社会参加や余暇活動等の支援を含め、障害支援区分により職員配置すべきである。

○生活介護事業の名称を、事業の内容をより正確に表すため「活動支援事業」などに改めるべきである。

○災害時における自閉症・発達障害の人の避難と支援の体制を、全国の自治体で確立する必要がある。

【一般社団法人日本自閉症協会】 〒104-0044 中央区明石町6-22 築地622

TEL:03-3545-3380、FAX:03-3545-3381、E-Mail: asj@autism.or.jp

担当 常任理事（政策担当） 柴田洋弥

平成 27 年 9 月 16 日

公明党障がい者福祉委員会

委員長 高木美智代 様

一般社団法人日本自閉症協会 会長 山崎晃資

総合支援法 3 年後の見直しについての要望

I. 常時介護を要する障害者等に対する支援について

- 自閉症・発達障害等の知的障害・精神障害の人については、「介護」ではなくて「支援」とすべきである。
- 自閉症と知的障害を併せもち、行動障害のある人や、知的障害がないか軽くても触法などの社会生活上の困難を持つ人も、常時支援が必要である。
- 行動障害のある自閉症の人には、手厚い職員体制と高い専門性を必要としているため、生活を支える施設入所支援、グループホーム、短期入所について、特別な支援体制を設ける必要がある。
- 地域内の様々な支援現場に発達障害の人の支援をアドバイスできる人材の育成・派遣の仕組みが必要である。
- グループホームにおける個別のヘルパー利用の特例を恒常的な制度にすることが特に重要である。
- 入院中の付きそい支援について、ヘルパーを利用できる仕組みが必要である。
- 重度訪問介護は、個別の関係性、包括性と継続性の長所があり、充実すべきである。行動関連項目 10 点以上という利用制限を拡げ、常時支援を要する全ての障害者が利用できる制度にする必要がある。

II. 障害者等の移動の支援について

- 知的障害者移動支援は、地域生活支援事業であるため地域格差が大きい。通勤・通学や集団利用などの柔軟な運用は地域生活支援に残しつつも、個別的な移動支援については個別給付にすべきである。
- 公共交通機関の少ない地域においては、ヘルパーが自動車の運転を兼ねる仕組みが必要である。

III. 障害者の就労支援について

- 発達障害の人の就労支援については、障害の特性に配慮して進めることが重要である。
- 発達障害の人等が、短時間労働や低賃金であっても、就労していることを理由として障害基礎年金の支給を停止される例が多発している。生活するに足る所得保障として、障害基礎年金の支給が必要である。
- 障害厚生年金は 3 級までであるのに障害基礎年金は 2 級までしかない。実際には障害基礎年金 2 級の支給範囲を拡げて支給する事が多かったが、これを制度として認めるか、障害基礎年金 3 級の制度を設ける必要がある。**
- 企業において、障害者を理解して支援してきた職員が異動すると、その障害者が継続勤務できない場合が多い。職場定着支援の体制を整えることが重要である。

IV. 障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方について

- 障害支援区分は、従来の 2 次判定結果を新しい 1 次判定基準に反映する仕組みである。発達障害の人については従来の区分が低すぎたので、1 次判定結果がなお低く、2 次判定での引き上げを抑止すべきではない。
- 調査項目については、感覚過敏や強いこだわり等による生活の困難等を加えるなど、なお修正が必要である。
- 認定調査員の障害理解を高める必要がある。

V. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進のあり方について

- 意思決定支援とは、他人が代行決定することでも、本人が自らに不利益な意思を持つ場合に「本人が決めたことだから」と放置することでもない。
- 意思決定支援には次の要素があり、日常生活や法的行為における支援方法を検討する必要がある。
 - ①意思疎通（情報提供・意思表示）支援…わかりやすく情報提供し、本人の意思をくみ取ること。
 - ②意思形成支援（エンパワメント）…本人自身が納得して、本人にとってより良い意思決定をできるように支援すること。特に、本人が自身にとって極めて不利益となる意思を示す場合に、隠れている本人の本当の思いを基に、自ら納得して新たな意思を形成できるように支援すること。

③意思実現支援…本人の意思・選好に基づき、それを補充・拡張して実現するよう支援すること。

○障害福祉サービスの利用においては、日常生活から就労・社会参加まで、本人に合った多様な選択肢を準備し、イラストや写真、ビデオ、実体験等、本人の理解の仕方、理解力に応じて情報提供することが重要である。

○サービス等利用計画、個別支援計画等の作成に際しては、原則本人も参加して、本人の信頼する支援職員や、家族・後見人等を含むチームで話し合い、可能な限り本人が選択・決定し、本人なりの署名をする必要がある。

○成年後見制度利用促進法案が検討されているが、成年後見制度運用について、次の改善が必要である。

①成年後見利用者の85%が後見類型に審判されているため、補助・保佐類型の利用を促進する。

②複数後見、団体後見を進め、後見等監督人による後見人等への支援を強化する。

③成年後見制度利用の公費負担・補助を拡大する。

④民法858条には本人意思の尊重義務が規定されており、後見人等への意思決定支援の研修を徹底する。

⑤相談支援事業との連携等、総合的な権利擁護の体制を強化する。

⑥家庭裁判所の成年後見人員体制を整備強化し、200以上にわたる欠格条項を廃止する。

○成年後見制度は一律に代理権や取消権を設定しているため、障害者権利条約12条に抵触しており、制度の根本的な改正が必要である。成年後見制度利用促進法に、その旨の付則か付帯決議を加える必要がある。

VI. 意思疎通支援について

○行政の全ての部門において、自閉症・発達障害の人の意思疎通支援について、理解を促進する必要がある。

○自閉症・発達障害の人が被害者・加害者となった場合の意思疎通支援の仕組みを整える必要がある。

○自閉症・発達障害の人の意思疎通支援機器の開発と、普及への財政的支援が必要である。

○特に意思疎通が困難な自閉症の人の意思疎通支援について、研究と普及の必要がある。

VII. 精神障害者に対する支援のあり方について

○精神障害者保健福祉の全般において、発達障害に配慮した施策が必要である。

VIII. 高齢の障害者に対する支援のあり方について

○高齢期の支援は、その人の成人期の環境をなるべく維持継続することを原則とすべきである。

○65歳以上の障害者の介護保険優先原則については、機械的に介護保険に切り替えず本人の意思や状況に配慮すること、介護保健サービスと障害福祉サービスの併用が可能であることを、さらに明確にすべきである。

○グループホーム、生活介護、施設入所支援等においては、高齢に対応するため、設備のバリアフリー化、活動内容の見直し、医療的介護の実施などが、またグループホームではヘルパーの活用等が必要である。

○介護保険サービスに移行した時の利用者負担については、低所得者への配慮をすべきである。

○ひきこもっていた発達障害の人の高齢化に対応できる通所型・宿泊型の生活訓練事業等整備する必要がある。

IX. 障害児支援について

○学校教育期における発達障害の児童への支援について、福祉と教育が連携する仕組みを作る必要がある。

○放課後デーサービスについて、支援の質を確保するための早急な対策が必要である。

X. その他の障害福祉サービスの在り方について

○発達障害の人が障害福祉サービスを利用できるよう、職員研修等早急な対応が必要である。

○障害福祉サービスの税財源を確保すべきである。

○就労継続支援事業B型は、社会参加や余暇活動等の支援を含め、障害支援区分により職員配置すべきである。

○生活介護事業の名称を、事業の内容をより正確に表すため「活動支援事業」などに改めるべきである。

○災害時における自閉症・発達障害の人の避難と支援の体制を、全国の自治体で確立する必要がある。

【一般社団法人日本自閉症協会】 〒104-0044 中央区明石町6-22 築地622

TEL:03-3545-3380、FAX: 03-3545-3381、E-Mail: asj@autism.or.jp

担当 常任理事（政策担当） 柴田洋弥



平成 27 年度 奈良教育大学 特別支援教育公開講座



発達障害などの特別な支援ニーズのある子どもたちが大人になったとき、良いところを発揮して、たとえ困難があってもそれを乗り越えながら、自分らしい人生を楽しみたい、楽しんでほしい、きっと、そう願うご本人やご家族、支援者は少なくないはずですよ。

今年度は2回にわたって、『子どもの良いところを伸ばす』『大人への準備』をキーワードに、特別支援教育公開講座を開催します。第1回は子どもの良いところを伸ばす学びの支援について、第2回は成人期の就労支援、成人当事者の視点から、最前線で活躍の先生方にお話をいただきます。

将来を見据えて、いま、私たちができることは何か。

子どもたちの成長をサポートする新たな視点、具体的な支援について、共に考えてみませんか。
多くの方のご参加をお待ちしております。



【第1回】 ※第3回特別支援教育セミナーと兼ねて開催します

日 時 11月1日(日) 10:00～13:00

会 場 奈良教育大学 次世代センター2号館 多目的ホール

テ ー マ 「発達障害のある子どもの良いところを伸ばす支援」

講 師 : 熊谷恵子氏(筑波大学 人間系 教授)

【参加費】
1000円

事前予約制

【定員】
100名

【第2回】

日 時 12月6日(日) 13:30～17:00

会 場 奈良教育大学 次世代センター2号館 多目的ホール

テーマ① 「発達障がいのある人の『働きたい』を支援するために～就労準備性に関する課題とは～」

講 師 : 向後礼子氏(近畿大学 教職教育部 准教授)

テーマ② 「発達障害当事者の歓喜と苦悩～障害者としての生き易い生き方とは?～」

講 師 : 難波寿和氏

(山陰発達障害当事者会スモステの会 発達障害児者支援サービス スモステ ABA)

対 象 : 特別な支援を必要としている子どもにかかわっておられる支援者、保護者、ご本人、一般の方

参加費 : 1000円(当日、受付にてお支払いください。おつりのないようご準備ください。)

定 員 : 100名(先着順)

申込〆切 : 第1回(11月1日開催) 平成27年10月29日(木)

第2回(12月6日開催) 平成27年12月3日(木)

※必ず事前申し込みをお願いします。申込時には「受付完了」のメール受信の確認をお願いします

※WEB申込をされる場合は、第1回・第2回それぞれの申込ごとに参加のチェックを入れて下さい

※申し込み多数の場合は先着順となります。お断りする場合のみご連絡します

※一旦お申込みいただいた後にキャンセルされる場合は、必ずご連絡をお願いします

申込方法 : 下記までWEB登録、もしくは、裏面申込書にてメールまたはFAXにてお申込みください。
(できるだけWEB登録でお申し込みください)



<特別支援教育セミナー申し込み・問い合わせ先>

奈良教育大学 特別支援教育研究センター

担当: 式部、大久保、武藤

Tel/Fax: 0742-27-9314

メール: tokubetsu@nara-edu.ac.jp

ホームページ: <http://nara-edu-csne.org/> ← WEB登録はコチラから



子育て第294号
平成27年9月1日

NPO法人 代表者 様

奈良県健康福祉部こども・女性局子育て支援課長

「地域のみんなで支える結婚・子育て」協働推進補助事業の募集について

平素は、県の次世代育成支援対策及び子育て支援の推進にご尽力いただきお礼申し上げます。

奈良県では、結婚や子育てを社会全体で支える環境づくりを推進するため、市町村、NPO、企業等地域の幅広い団体による、結婚から妊娠・出産、子育てまでの各ライフステージにおける支援活動を支援することとし、別添募集要項のとおり新規かつ先駆的な協働事業に対して補助金を交付します。

平成27年8月、下記の4団体の事業を採択しました。

さて、このたび、第2回目の募集を開始します。

各法人におかれましては、積極的に標記協働推進補助事業の活用をお願いします。

記

代表団体名	事業区分(※)	事業名	実施時期	対象地域	事業概要	補助予定額(円)
三宅町立 三宅幼稚園	③子育て支援	みんな集まれ！わくわくおもちゃ広場	平成28年1月9日	三宅町	木の玩具・絵本などを使用し地域の親子交流を図るとともに、子育て支援に関する講演会を開催。	77,700
NPO法人 奈良情熱学校	②妊娠又は出産支援 ③子育て支援	子育てハッピーフェスタ	平成28年2月下旬	県全域	玩具の作成、マジックショー、助産師等による子育て講座等、親子で遊びや学び等が体験できるブースを設置。	185,000
リトルパイン総合型地域スポーツクラブ	③子育て支援	親子の思い出つくろう☆スキー&雪遊び	平成28年2月27日	生駒市	年少から年長までの子どもとその保護者を対象に、日帰りスキーを楽しみ、親子や親同士の交流を図る。	200,000
特定非営利活動法人 Salon de kid's ネット	③子育て支援	子育てフェスタ&フリーマーケットwith 福福市	平成27年10月14日	県全域	ふれあい遊び、ベビーマッサージ、子育て情報提供など赤ちゃんから大人までが楽しめるイベントを開催。	108,670

※ 事業区分は次の①～④のとおり

④ 結婚支援 ②妊娠又は出産支援 ③子育て支援 ④①～③の支援活動の質の向上

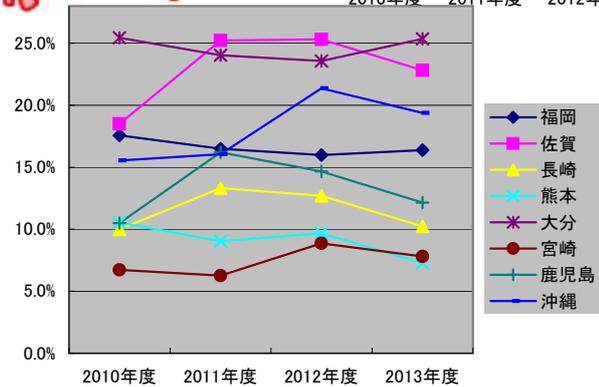
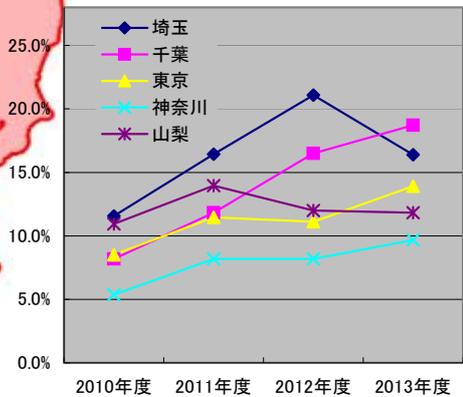
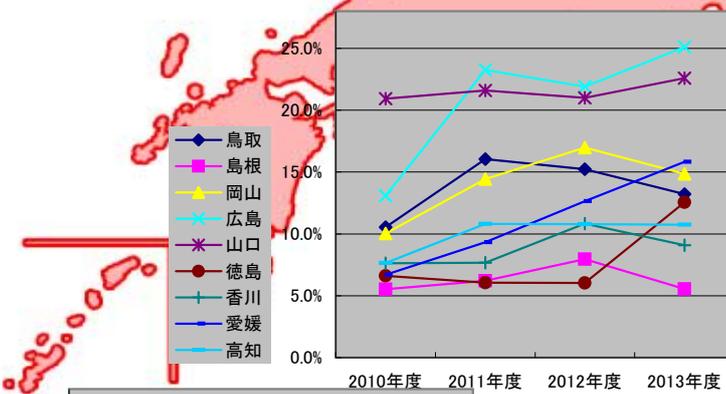
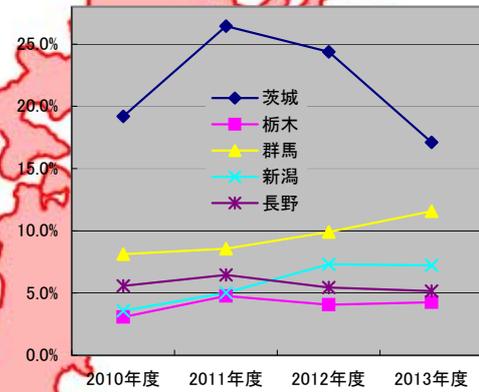
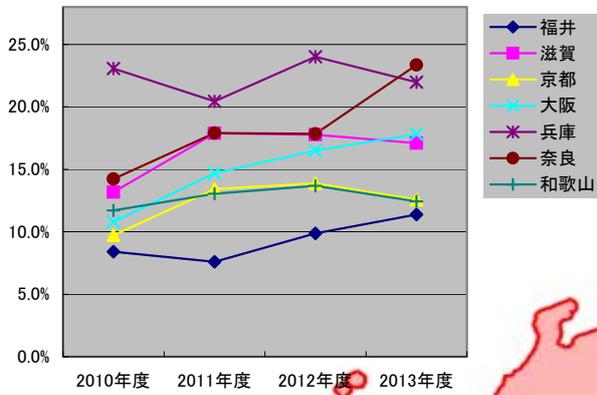
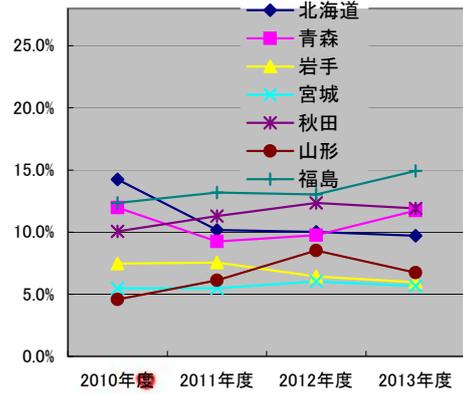
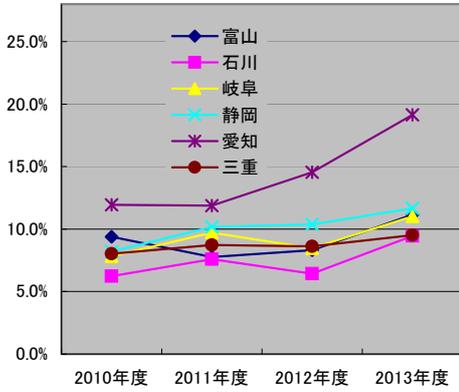
奈良県健康福祉部こども・女性局 子育て支援課

子育て支援係 岡村、米田(よねだ)、新谷

TEL:0742-27-8603 FAX:0742-27-2023

E-mail:kosodate@office.pref.nara.lg.jp

障害基礎年金 県別の不支給割合の推移



1. 比較しやすいように、メモリのサイズはどれも同じにしてあります。
2. 出やすかった県が、最近は厳しくなったりしています。

●速報●安永健太さん死亡事件 福岡高裁第4回裁判

全国から集まった374人 - E 警察官の証言後の裁判の進展に期待

9月14日に開かれた福岡高裁の第4回目(期日)の裁判には、全国からさまざまな障害のある人とその家族・支援者374人が集まりました。傍聴席は70席しかありませんので、4.3倍もの競争率で抽選が行なわれました。

そのため裁判と同時並行で、市民センター・ホールを会場に「安永健太さん死亡事件裁判 連帯集会」を開催しましたが、その内容は別途報告します。

300人もの傍聴希望者が集まったのは、福岡高裁に入ってから安永さんの裁判を支援する賛同の輪のひろがりがあります。[九州・沖縄各地での支援集会](#)、[7月の関西集会](#)、そして[西日本新聞への2回の意見広告の掲載\(4月は全面広告\)](#)なども大きな背景にあります。

そしてこれだけ多くの人が集まったのは、今回の裁判が、[4月の第3回目の裁判](#)に立った佐賀県警のE警察官の証言を受けて開かれる裁判だったからです。[第3回の裁判](#)でE警察官は、健太さんを取り押さえたときも、歩道で仰向けに抑えつけたときも、うつ伏せにさせ後ろ手錠をかけたときも、「表情を確認していない」と証言しました。また「警察庁の『知的障害のある方への接遇要領』も読んでいない」、「41年の警察職務で、一度も知的障害の人に接したことがない」と証言していました。

前回のE警察官の証言に対して、佐賀県(警察)側がどのような反証をしてくるのか、そして健太さんが亡くなった原因の究明に一步でも近づくのか、それを確認しようと320人の方が集まったのです。

「力づくで抑えるのは有効」、家族の責任まで言い切る警察

安永さん側の席には、安永さん親子2人のほかに、16人の弁護団が座りましたが、被控訴人の佐賀県(警察)側の代理人は2人だけ。さらに9人分の報道席には8人の記者が座り、満席の傍聴者を前に、裁判が始まりました。

ところが、佐賀県(警察)側の代理人からの反証も、意見陳述も「とくにありません」の一言のみでした。

じつは佐賀県(警察)側は、5月に、警察官の取り押さえ行為を説明するために、「自閉症や知的障害のある人は、…保護者的な立場の人がそばにいて、見守っているから今回のような事態が生じないようにその行動はコントロールされている。…事故を予防するためには、有形力を用いて制止するのが唯一の有効手段である」と、家族の責任や「力づくで抑えることを唯一の有効策」と断言した精神科の専門医の意見書を提出しました。

また6月には、「佐賀県警は、警察官に対する障害問題についての研修をやっている」というA4用紙1枚程度の書面と、事件直後の新聞記事を証拠として提出しました。

そして8月末には、控訴人(安永さん弁護団)が、障害のある人への対応のあり方、取り押さえ行為の正当性を否定するならば、「健太を単独で行動させていた適否など、保護者としての監督状況」が問われるとまで主張した、佐賀県(警察)側の最終書面を提出しました。

2015年9月16日●発行:安永健太さん死亡事件を考える会 福岡事務所

佐賀県(警察)側は、これらの書面で言いたいことは言い尽くしたので、「法廷で述べることなど何もない」ということなのでしょう。

民事裁判上のしくみもあるのですが、傍聴者にしてみれば、前回のE警察官の証言について、佐賀県(警察)側が一言も弁明しないのは釈然としませんでした。しかも今回、佐賀県(警察)側代理人は2人だけで、筆頭代理人は欠席だったのです。

拍手が起こった意見陳述 – 視線が泳ぐ警察(佐賀県)側代理人

今回の裁判のメインは、安永さん(父)と、弁護団の意見陳述でした。

最初に陳述に立ったお父さんは、みんなに好かれていた健太さんが2007年9月、ある日突然、その生命を失ってしまった悲しみ、そして謝罪もなく二転三転する警察の説明に対する憤り、「なぜ死ななければならなかったのか」を知りたくて裁判に訴えた思いを語りました。

警察官の取り押さえ行為を「適正な保護」と断じた佐賀地裁の判決を許してしまったら、「同じ過ちが繰り返されてしまうかもしれない」という思いから、福岡高裁への控訴を決意したと陳述し、「取り押さえの違法性を明らかにし、障害への理解が深まる判決を」と結びました。

続いて、弁護団を代表して、久保井弁護士が最終陳述しました。

久保井弁護士は、結審(裁判の最終審理)にあたって弁護団が作成した81ページに及ぶ最終書面をもとに、意見陳述しました。弁護団は「健太さんの障害に気づくべき」であり、「障害があることを念頭においた適切な接遇をすべきだった」ことを主張してきました。健太さんは「アスファルトに顔を押し付けられ、うつ伏せの状態であつて…後ろ手錠をかけられ、許容限度を超えたストレスに生命を奪われ」ました。

大学で教鞭をとり、将来の精神科医を育てる立場にある精神科医が、知的障害のある人に対して、「もっとも安全・有効な対処は、力づくで抑え込むこと」と、佐賀県(警察)側の証人として意見書を提出したことに、「戦慄を堪えることができない」と強く主張しました。また安永さんの弁護団が意見書提出を依頼した内山登喜夫先生は、佐賀県(警察)側の精神科医の意見書について、「発達障害に対する理解をまったく欠いており、明らかに医学的に間違っている」とまで述べています。

久保井弁護士は、陳述の最後を「全国の障害のある人とその家族、多くの関係者が、この訴訟のゆくえに熱い視線を注いでいます。よって立つ人権規範が正面から問われているのです。…真の共生社会の灯火となるような判決を切に希望します」と結び、思わず傍聴席から拍手が沸き起こりました。

判決は12月21日に！ – 残された97日間での運動がカギ

判決の日は12月21日に決まりました。裁判での論戦は、9月14日で終わりです。

けれども、裁判所が判決文を書き上げるまでは、運動を続けることは可能なのです。安永健太さん死亡事件を考える会では、以下の4つのとりくみ呼びかけました。

- ① **事件と裁判を知らせる「パンフレット」を全国で普及(1部 300円)**
- ② **[福岡高裁への署名の継続](#)**
- ③ **九州各地でとりくんだ学習会・考える会を全国各地で開催**
- ④ **11月9日・憲政記念会館での「関東集会」の成功**

団体ヒヤリングにおける意見 (障害者の意思決定支援・成年後見制度の活用の促進の在り方)

障害者に対する意思決定支援についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・意思決定支援の定義
- ・支援の具体的な内容や仕組み(誰が・どの場面で・どのような障害を有する者に対し、どのように実施)
- ・意思決定支援に係る人材育成

【定義】

○意思決定支援の定義を考える上では、いかなる人も意思決定能力があることを原則としなければならない。そして、

- ①本人に必要とされる情報を提供すること、
- ②情報提供に当たっては本人が決定できるように支援者が適切な配慮を

することなどが求められる。さらに、
③本人が自らの意思決定を表現できるように具体的に支援することを踏まえることが必要。(日本知的障害者福祉協会)

○意思決定支援を関係者間で共通して理解するために「意思決定支援のガイドライン」を作成すること。(日本相談支援専門員協会)

○あらゆる場面において、代理(代行)決定は避け、支援を受けつつでも本人が決定することを大原則とする。本人が意思決定できるよう支援していく制度を設ける。－(全国精神保健福祉会)

○意思決定支援の要素①意思疎通・情報提供支援…本人の意思をくみ取り、わかりやすく情報提供。②意思形成支援…本人自身が納得して、本人にとってより良い意思決定をできるように支援。特に、本人が自身にとって不利益となる意思をもつ場合

には、支援者は本人の最善の利益を考慮して提案し、本人が自ら納得して新たな意思を形成するように支援。③意思実現支援…本人の思いを実現するよう支援。(日本自閉症協会)

【内容・仕組み】

○相談支援専門員やサービス管理責任者等は、本人の意思決定にあたって必要な情報を理解されやすい方法で、直接本人に対して提供し、本人の意思確認を行うに当たっては、何よりもまず本人の権利、意思及び選好を尊重することを原則とする。意思決定に困難を抱える人たちが意思決定をしやすくなるためには、周りに信頼感と安心感を持てる支援者の存在が必要であり、さらには、
ア、様々な経験を積む機会、
イ、様々な情報、
ウ、幼少時から年齢に応じて選ぶ機会、等々が提供されているかなど、

エンパワメント支援の環境形成が重要となるため、このための研究、研修等を促進する必要。(日本知的障害者福祉協会)

○障害者が自ら意思決定するまでには様々な支援や体験に基づいた協働的意思決定を通じて本人のエンパワメント力が育まれ、自らの意思決定に移行していくことをふまえ、意思決定支援のあり方については、障害の状況、置かれている環境、コミュニケーション状況、生活経験等に基づく段階的支援のあり方等、さまざまな視点から検討できるようにすること。意思決定の前提として「意思表明支援」と「意思決定支援」という二本柱で整理すること。(日本相談支援専門員協会)

○パーソナルアシスタンス制度における意思決定支援の仕組み、また、成年後見制度の利用において、障害者の権利をきちんと理解しているア

ドボケーター(権利擁護者)、オンブズパーソンといった第三者によるチェックする仕組みをつくるべき。(DPI 日本会議)

○障害福祉サービスの利用においては、日常生活から就労、社会参加まで、本人に合った多様な選択肢を準備し、本人の理解の仕方、理解力に応じて情報提供することが重要。意思決定支援の過程では、複数の関係者でよく話し合うことが不可欠。サービス等利用計画、個別支援計画等の作成に際しては、原則本人も参加して、本人の信頼する支援職員や、家族・後見人等を含むチームで話し合い、可能な限り本人が選択・決定し、本人なりの署名をする必要。(日本自閉症協会)

【人材育成等】

○当面は、相談支援従事者養成研修やサービス管理責任者等養成研修の場において、本人を中心とした意思

決定支援の具体的な取り組みを促していく。(日本知的障害者福祉協会)
○意思決定支援は相談支援専門員の本来任務。権利擁護者としての相談支援専門員の在り方を相談支援の種類(基本相談、計画相談、地域相談、市町村が委託した地域生活支援事業の相談支援、基幹相談支援センター)に即して整理すること。(日本相談支援専門員協会)

【その他】

○意思決定支援に基づいたサービス提供においては、計画相談、個別支援計画、モニタリング、「本人の暮らしへの意向」が一貫して位置づくよう、ガイドラインが示される必要。(全国手をつなぐ育成会連合会)
○障害者権利条約第12条の「他の者との平等を基礎として法的能力を享有する」等を実現する観点から、現状と課題を精査すべき。(きょうされん)

○障害福祉サービスの利用等、限定的な場面ではなく、障害者の社会生活及び日常生活全般にわたる意思決定支援及び成年後見制度の在り方について検討する場を設けるべき。(きょうされん)

○情報バリアフリーと、合理的配慮の視点から、わかりやすい情報提供を自治体、事業所が行うことを必須にすべきで、そのために基本データをわかりやすく国が提供すべき。意思決定支援を日常的に行えるように、ルビふり機能だけでなく、文章をわかりやすくする機能、イラスト、ピクトグラムなども表記できる総合的な意思決定支援ソフトの開発を望む。(日本グループホーム学会)

○「必要とする支援を受けながら、意思(自己)決定を行う権利が保障される旨の規定」、「障害者は、自らの意思に基づきどこで誰と住むかを

決める権利、どのように暮らしているかを決める権利、特定の様式での生活を強制されない権利を有し、そのための支援を受ける権利が保障される旨の規定」を設けるべき。地域での日常生活における意思決定支援と密接に関わる支援であるパーソナルアシスタンス制度を実現すべき。(DPI 日本会議)

○国連の障害者権利委員会の勧告に従い、成年後見制度などの代替意思決定の仕組みを、法的能力を行使するための意思決定支援の仕組みに変えるべき。パーソナルアシスタンス制度における意思決定支援の仕組みの導入。(全国自立生活センター協議会)

○意思疎通に障害がある者が安心して代弁機能を託することができる包括的な生活支援を担う会話パートナーや、生活版ジョブコーチ等のパーソナルアシスタントの養成などを専門

的支援機関(言語聴覚士・臨床心理士等のいる高次脳機能障害支援センター)が行い、必要時に後方的な支援を行える体制を整えることが必要。(日本脳外傷友の会)

○精神障害を持つ方の意思形成を育む支援は意思決定支援の基礎となる。精神障害者支援では、自己決定を基本とする意思決定プロセスにかかわっていく支援への着目を望む。(全国精神障害者地域生活支援協議会)

○相談支援の類型に新たに意思決定支援が規定されたが、諸外国における具体的な実践例の調査などがされておらず、各々の想像の域を出ない提言のインフレ状態にある。現時点では、具体的な政策にすることを保留して欲しい。(全国「精神障害者」者集団)

○意思決定・意思疎通支援は大人だけの問題ではなく、代替機能や補助

的な支援だけを議論するとすれば隔靴搔痒。(全国児童発達支援協議会)

成年後見制度の利用支援についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・現在行っている利用支援を踏まえたさらなる利用支援(費用の助成、担い手の育成・確保)のあり方
- ・後見・補助・保佐の適切な類型の利用に資する利用者への支援
- ・意思決定支援との関係
- ・障害者権利条約(第12条「法の前にひとしく認められる権利」)を踏まえた対応との関係

【費用の助成】

○資産をほとんど持たない被後見人は多く、経費補助の対象を広げて運用できるようにすべき。(日本精神保健福祉士協会)

【担い手の育成・確保】

○成年後見人等の障がい理解研修

が必要(日本知的障害者福祉協会)
【適切な類型の利用】

○①代行決定の抑制と本人の最善の利益(ベストインタレスト)に沿った意思決定支援(「後見類型」は条約第12条の趣旨に反する)②本人の意思決定ができるように最大に支援を尽くす(意思決定の程度に差はあっても、その可能性がある限りは本人の意思決定ができるように最大の支援を尽くすことをまず先決とし、現段階では支援型の後見制度への転換が必要。その上で、補助類型の活用の促進が現実的な対応。)(日本知的障害者福祉協会)

○被後見の他に被保佐、被補助の制度があることを本人、家族にわかりやすく情報提供し、財産相続等で、安易に被後見人の申請をしないような支援も必要。(日本グループホーム学会)

○本人に代わって何らかの決定をす

る者と本人の意思を尊重、確認しながら権利擁護活動を行う制度上の区別をするべき。成年後見制度の全面見直しを進めながら、当面、後見類型の利用を最大限抑制し、どうしても代理決定が必要な場合については本人の同意を必要とする補助類型の利用を中心とすべき。(DP 日本会議)

○後見類型の利用はできるだけ抑制する。遷延性障害などでどうしても本人から直接意思の確認ができない場合についてのみ、例外的に成年後見類型、保佐類型の利用を認める方向での改革が必要。(DP 日本会議、全国自立生活センター協議会)

【その他】

○前述の意思決定支援が国連障害者権利委員会の一般意見の「支援付き意思決定」に相当するものとして議論されていくことが求められる。(日本知的障害者福祉協会)

○障害福祉サービスでの自己決定支

援、契約行為等を支援付意思決定支援で行えるように配慮すべき。(日本グループホーム学会)

○諸外国の取り組みも参考にしながら、制度設計、改革のために、厚生労働省と法務省などの関係省庁との連携、障害者団体等・関係団体との間に障害当事者が過半数で構成される検討の場を設けるべき。(DP 旧本会議)

○自己判断能力が全くない者には、成年後見人が不可欠。制度における身上監護には、身体介護が含まれていない。成年後見と障害福祉サービスと融合したものになれば利用者の人権が守られ、安定した生活が送れるようになる。法人後見を推進するための支援施策(全国重症心身障害児(者)を守る会)

○成年後見制度利用支援事業については、所得制限の廃止や補助の拡充等、その在り方を検討する必要。ま

た、成年後見制度法人後見支援事業については、広く事業周知を行い、取組を促進する必要。(全国知事会)

【成年後見制度の在り方】

○成年後見制度については、今回の見直しで取り扱うのは現実的ではない。(全国手をつなぐ育成会連合会)

○成年後見制度については、交通事故の場合は、高額な保険金や、賠償金の金銭管理が、後見人に委ねられるが、制限規定が多く、当事者のために必要な支出もできないという声も多い。現行法の改定が早期に必要。(日本脳外傷友の会)

○成年後見制度の利用を促進する前提として、我が国の成年後見制度のあり様について、障害者権利条約に照らして妥当かどうか再検討し、必要な見直しを行うことが必要。(日本精神保健福祉士協会)

○健康の阻害、財産の悪用、喫煙、ギャンブルなど、止めることを必要とする場合の支援は、成年後見制度を利用しない場合が非常に多い。こういった場合の身上監護が検討される必要。(全国精神障害者地域生活支援協議会)

○成年後見制度の利用促進は、障害者権利条約12条に違反する。直ちに成年後見制度を廃止することは国難であっても、段階的に行為能力の制限が伴わない支援の検討を開始することを要望。(全国「精神病」者集団)

○現在の成年後見制度は障害者権利条約12条に抵触しており、代行決定制度から支援つき意思決定制度への転換を図るため民法改正が必要であるが、当面、現行法内でも次の改善が必要。

①申請・審判に当たって、なるべく補助類型・保佐類型を優先。また審

判の見直しをしやすくする。

②複数後見、国体後見を進め、後見等監督人による後見人等への支援を強化。

③成年後見制度利用の公費負担・補助を拡大。

④後見人等への意思決定支援の研修を徹底。

⑤相談支援事業との連携等、総合的な権利擁護の体制を強化。

⑥家庭裁判所の成年後見人具体制を整備強化し、200以上にわたる欠格条項を廃止。(日本自閉症協会)

○財産管理は地方裁判所によって運用が異なるので統一方針が示されるべき。(全国重症心身障害児(者)を守る会)

○成年後見人には医療同意の権限がなく判断に限界があるので、意思決定支援の在り方について法的な整備を図り指針を明示して欲しい。(日本重症心身障害福祉協会)

○現行の成年後見制度では、後見人に医療同意の権限がなく判断に限界があるため、法的な整備を図り、指針を明示して欲しい。(全国重症心身障害日中活動支援協議会)

○認知症をベースとする現制度は障害者に合っていない二医療的措置の判断の機会が加齢とともに増えるが後見人には認められていない。金銭管理と身上介護を区別し、身上介護は必ずしも法的資格者でなくても可能とすることを含めて、長期間後見を要する障害者を対象とする制度の確立が利用促進につながる。(全国肢体不自由児者父母の会連合会)



西和地区茶話会のお知らせ

10月13日火曜日 10時から12時まで
河合町まほろばホール 駐車場あります。みなさん
でいろいろな情報を交換できればと思っています。
他地区からの参加も大歓迎です。お待ちしております。
(5時までお部屋は押さえていますので延長OKです)
世話人 田中 湯浅

奈良東・西地区茶話会のお知らせ

日時 10月22日(木) 10:00~12:30
場所 奈良市総合福祉センター小会議室
みんなで集まってお茶を飲みながら、日々の悩みを相談
したり様々な情報交換が
できる場になればと思っています。
ぜひ多くの方の参加をお待ちしています。
世話人 岩崎、野仲

自閉症に関わるすべての方へのメッセージ「eコラム」

「問題行動」「絵カード」に続いて、第三回の今回の
テーマは「自立」。是非、ご一読願います。

eコラム(11)「自立」の意味

最近「自立」にまつわって、こんな話を聞きました。
○学校の先生はよく「子どもが自立して動けて・・・」
と言うのですが、どうも先生が手を抜くために、子
どもが一人で過ごしてほしいようなんです。それって「自
立」なんですか？(養護学校に子どもを通わせて
いる母親より)

○集団が苦手な利用者にスタッフがマンツーマンで
ずっと個別対応しています。個別対応のときは落ち着
いて行動できていますが、現場では、その人を集団の
中に入れて過ごしてもらったほうがいいという意見も
あって、まとまりません(入所施設の職員より)

○障害者自立支援法と言っても、結局財源がないから
支援を薄くして、自立を強要しているように思える。
いろんなサービスがあり、さらに利用者から1割負担
も求めているが、そういうサービスがあれば障害者は
地域で自立した生活が送れるのかというと、全然そん
なことにはなっていない(地域生活支援センターで働
くスタッフより)

いろんなレベルで「自立」が語られていますが、私に
はどれも同じ根から派生しているように思います。つ
まり、ここで語られている「自立」の意味は、「周囲
からの支援の度合いや周囲との関係を減らすこと」と
セットになっているようです。

しかし、単に一人で行動しているとか、一人で過ごせ
ているから、それでよしとしてはいけないでしょう。
極端に言えば、居室に鍵をかけて24時間そこでトラ
ブルなく寝食していたら、それが「自立」だとなるの
でしょうか？ という問いに行き着きます。

ということで、私はいつも「自立と参加」をセットで
語るようにしています。自立して、社会(集団)に参
加していくのだと。先の3つのエピソードを私なりに
整理すれば、次のようになります。

○「先生の手を抜くことが目的?」「本人が自立して
いくことで、これまで先生に依存していた部分の手が
抜けるのでは」「ある特定の場面でその子が自立して
動けているなら、さらなる自立と社会参加のために、
先生にはさらなる教育と支援の展開を望む」

○「個別か集団かの問いではなく、その人にとってど
ういう暮らしがいいかを考えてほしい。一日中、職員
がそばについて過ごすのもおかしいし、安易に集団の
中に入れて混乱したりパニックになるのを見過ごすの
もおかしい。今自立して過ごしている部分をどう広げ
て、集団の中でも安定して参加できるかを考え、実践
すべき」

(執筆:代表 中山 清司)

(自閉症eサービス eコラム 検索)

発行人: 関西障害者定期刊行物協会
住所: 〒543-0015
大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F
編集人: 河村 舟二
定価: 100円



一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行